改正後	改正前
第六　令第百三十七条の二の四第一号ロに規定する増築又は改築に係る部分の外壁の構造方法は、平成十二年建設省告示第千三百六十二号に定めるもの又は法第二十三条の規定による国土交通大臣の認定を受けたものとする。 （削る） （削る）	第六　令第百三十七条の二の四第一号ロに規定する増築又は改築に係る部分の外壁の構造方法は、次の各号（第五第一号に該当する部分にあっては、第一号）に掲げるものとする。 一　平成十二年建設省告示第千三百六十二号に定めるもの又は法第二十三条の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの 二　当該外壁の屋外側の部分の仕上げが不燃材料でされているもの
附　則 （施行期日） 1　この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年十一月一日）から施行する。	

○国土交通省告示第九百九十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六十六条第三項の規定において準用する同法第十条第三項の規定に基づき、平成十二年建設省告示第千九百十一号の一部を次のように改正する。

令和七年十月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			
指定番号	名称	住所	紛争処理の業務を行う事務所の所在地
（略）			
四七	滋賀弁護士会	滋賀県大津市京町三丁目四番三十二号	滋賀県大津市京町三丁目四番三十二号
（略）			

改正前			
指定番号	名称	住所	紛争処理の業務を行う事務所の所在地
（略）			
四七	滋賀弁護士会	滋賀県大津市梅林一丁目三番三号	滋賀県大津市梅林一丁目三番三号
（略）			

附　則

この告示は、令和七年十一月四日から施行する。

○環境省告示第七十五号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項及び第二項の規定に基づき、河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件（平成二十一年三月環境省告示第十四号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和七年十月三十一日

環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

別表第４（告示別表２の１の(2)のイ関係）

改正後				
政令別表の一に掲げる水域	水域	該当類型	達成期間	指定日
（略）				
12　相模川水系の相模川（桂川を含む。）	相模ダム貯水池（相模湖）（全域）	湖沼Ⅱ	ニ（※）	令和７年10月31日

改正前				
政令別表の一に掲げる水域	水域	該当類型	達成期間	指定日
（略）				
12　相模川水系の相模川（桂川を含む。）	相模ダム貯水池（相模湖）（全域）	湖沼Ⅱ	ニ（※）	令和３年４月１日